

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
県中方部の出先機関の管理職員（40代、男性）	減給 3 月	R6.5.8	令和 5 年 1 1 月 1 2 日（日）、私有自動車で磐越自動車道上り線を走行していた午後 6 時 1 5 分頃、制限速度時速 8 0 kmの現場を時速 1 3 1 kmで走行し、速度違反自動取締装置に記録され、指定速度を時速 5 1 km超過していたとして検挙されたものである。
県中方部の出先機関の一般職員（50代、男性）	停職 6 月	R6.5.8	令和 5 年 8 月 3 1 日（木）午後 6 時 1 1 分頃、本宮市内のスーパーマーケットにおいて、ひそかに、女性客に対し、その後方から近づき、靴に装着した小型カメラを当該女性客のスカート内に差し入れ、スカートの中を撮影しようとしたが、撮影に至らなかったものである。
本庁機関の一般職員（40代、男性）	免職	R6.7.9	令和 6 年 2 月 2 4 日（土）午後 1 1 時 4 0 分頃から同月 2 5 日（日）午前 0 時 2 0 分頃までの間、県外のホテルにおいて、成人女性に対し、同所に設置されたベッドにいきなり押し倒し、その着衣を脱がす等の暴行を加えたことにより、同意しない意思を全うすることが困難な状態にさせ、性交等をしたものである。
県中方部の出先機関の一般職員（20代、男性）	停職 6 月	R6.7.9	令和 5 年 4 月 7 日（金）及び同月 1 0 日（月）、自らが会計を担当する所属職員の親睦団体の会計から、計 1 9 9, 7 5 8 円を着服し、自身の自動車の修理費やローンの返済に充当したものである。 さらに、令和 4 年 4 月から令和 6 年 3 月にかけて、会計を担当する職員公舎の共益費の会計から、計 3 7, 8 0 4 円を着服し、自身の生活費や自動車ローンの返済などに充当したものである。
県中方部の出先機関の一般職員（50代、男性）	停職 6 月	R6.8.30	令和 3 年 9 月 1 5 日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社 A の従業員 B 等と共謀の上、同会社に通工事を落札させようと考え、同年 8 月 2 1 日、B に対し、同入札の秘密事項である設計金額（税抜き）を教示し、もって偽計を用いるとともに、入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。
県中方部の出先機関の一般職員（50代、男性）	停職 1 月	R6.8.30	令和 3 年 9 月 1 5 日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社 A の従業員 B 等と共謀の上、同月 9 日頃、B に対し、同入札の秘密事項である入札参加業者を教示し、もって偽計を用いるとともに、入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。
会津方部の出先機関の一般職員（40代、男性）	停職 6 月	R6.11.22	令和 4 年 3 月 9 日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社 A の従業員 B 等と共謀の上、同年 2 月 1 4 日、B に対し、同入札の秘密事項である設計金額（税込み）を教示し、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。
本庁機関の管理職員（50代、男性）	戒告	R7.2.6	令和 6 年 6 月上旬頃、部下である管理職員の部下職員に対する行為が、パワーハラスメントに該当する可能性があると認識していたにもかかわらず、「福島県職員パワーハラスメント防止指針・防止マニュアル」に沿った対応を怠り、令和 6 年 6 月 2 7 日（木）に、加害者とされる人物と被害者とされる人物を同席の上、意見交換を行わせ、その結果をもってパワーハラスメントは認められないとの不適切な報告を行っていたものである。 また、令和 5 年 7 月から 8 月頃、職員 A の育児に関する時短勤務の取得希望に対し適切な対応を取らなかったことにより、職員が安心して育児や介護ができる環境整備等を掲げる福島県職員男女共同参画推進行動計画に反した不適切な状態となっていたものである。
本庁機関の管理職員（50代、男性）	減給 1 月	R7.2.6	令和 5 年 4 月頃から令和 6 年 6 月頃にかけて、管理職の立場を用い、部下である職員 B、職員 C、職員 D、職員 E に対し、周囲の職員に聞こえる状態で繰り返し又は強い口調で叱責するとともに、令和 5 年 9 月から 1 0 月頃に職員 F が提出した資料の確認を拒否し、当該資料を投げ返したと感じられるように返却したほか、令和 6 年 4 月 3 0 日（火）の打ち合わせにおいて、職員 G に打ち合わせ中の発言を強要して過呼吸状態に陥らせ、同年 6 月 1 8 日（火）の打ち合わせにおいて、職員 B の説明を遮るとともに、机を叩くといったパワーハラスメント行為を行ったものである。 また、令和 6 年 5 月 2 9 日（水）、出先機関の職員 H、職員 I 及び職員 J に対して、優位な立場を用い、懲戒処分の権限を有していないにもかかわらず同出先機関担当者の処分を示唆するなど、業務上必要な範囲かつ相当な範囲を超える言動で、自身の考えを強要する又は過度に萎縮させるといったパワーハラスメント行為を行ったものである。